

別添91 連節バスの構造要件

1. 適用範囲

この構造要件は、連節バス（連節部により結合された2つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のもの）であって、車掌を乗務させないで運行される乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車に適用する。

2. 用語の定義

- 2.1. 「連節部」とは、前車室と後車室をつなぐ幌、ターンテーブル、ターンテーブル下の連結装置等から構成される部分全体をいう。
- 2.2. 「連結部」とは、連節部のうち、ターンテーブル下の部分をいう。
- 2.3. 「ターンテーブル」とは、方向転換のために使用する回転台をいう。
- 2.4. 「ホイールベース」とは、最遠軸距をいう。
- 2.5. 「フロント・オーバー・ハング」とは、最前部の車軸中心から車体前面までの部分をいう。
- 2.6. 「リア・オーバー・ハング」とは、最後部の車軸中心から車体後面までの部分をいう。

3. 連節バスの構造要件

3.1. 連節部

- 3.1.1. 旅客が連節部の幌やターンテーブル等に巻き込まれない構造であること。
- 3.1.2. 空車状態において、水平面上に停車している場合に、前後各車室の床面とターンテーブルとの間には、次の3.1.2.1.及び3.1.2.2.の数値を超えるカバーがされていない隙間がないこと。
 - 3.1.2.1. 車両の全車輪が同一平面上にある場合 10mm
 - 3.1.2.2. 連節部に隣接した車軸の車輪を150mm上昇させた場合 20mm
- 3.1.3. 空車状態において、前後各車室の床面とターンテーブルとの間には、次の3.1.3.1.及び3.1.3.2.の数値を超える段差がないこと。
 - 3.1.3.1. 車両の全車輪が同一平面上にある場合 20mm
 - 3.1.3.2. 連節部に隣接した車軸の車輪を150mm上昇させた場合 30mm
- 3.1.4. 前後各車室の床面とターンテーブルとの間は、運行中の前後各車室の動きにより著しい段差が生じないような構造であること。
- 3.1.5. 次の3.1.5.1.及び3.1.5.2.に掲げる連節部の場所は、旅客が乗車することができないような構造であること。
 - 3.1.5.1 床面以外の場所
 - 3.1.5.2 運行中の前後各車室の動きにより、乗車空間が変化するような床面の場所
- 3.1.6. 連節部付近の見やすい位置に、旅客に対する注意事項を表示すること。

3.2. 連結部

- 3.2.1. 連結部の可動部分は、水平軸（幅方向）及び鉛直軸まわりの回転運動が可能であり、この両軸は、車両の中心軸に対して直角であること。
- 3.2.2. 前車室と後車室とのなす鉛直軸まわりの角度が安全な運行に支障をきたす状態にならないような装置を備えること。なお、安全な運行に支障をきたすおそれが生じた場合に、運転者にその旨を警告する装置を備えること。

3.3. 乗降口の数及び位置

- 3.3.1. 乗降口は、2か所以上とし、次の3.3.1.1. から3.3.1.3までの要件に適合するものであること。ただし、ホイールハウス部に備えることはできない。
 - 3.3.1.1. 前扉は、フロント・オーバー・ハングに備えること。
 - 3.3.1.2. 後扉を前車室に備える場合には、前車室のホイールベース間に備えること。
 - 3.3.1.3. 後扉を後車室に備える場合には、連節部と車軸の間又はリア・オーバー・ハングの部分に備えること。

3.4. 乗降口扉

- 3.4.1. 前扉は、車外が見通せるように窓を備えること。
- 3.4.2. 前車室の後扉及び後車室の扉のうちホイールベース間に備えるものにあつては、有効幅800mm以上であること。

3.5. 扉の開閉（制御）方法

- 3.5.1. 扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室の扉付近には開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。

3.6. 扉非常開放装置

自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常開放装置を備え、かつ、非常の際に旅客が扉を開放するための方法を表示すること。

3.7. 前車室内の安全確認装置

- 3.7.1. 運転者が運転者席において前車室内の旅客の状況を確認することができる
 - 3.7.1.1. 又は3.7.1.2. に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部付近に備え、又はモニター装置を運転者席付近に備えること。
 - 3.7.1.1. 平面鏡にあつては、有効寸法130mm以上×280mm以上とする。
 - 3.7.1.2. 凸面鏡にあつては、有効寸法155mm以上×300mm以上、曲率半径1000mm以上とする。

3.8. 座席等

- 3.8.1. 連節部には、立席及び補助座席が備えられていないこと。
- 3.8.2. 連節部に備える座席は、前向きであること。
- 3.8.3. 運行路線に高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4第1項に規定する自動車専用道路をいう。）を含む場合は、立席が備えられていないこと。

3.9. 非常口

前車室及び後車室には、非常口をそれぞれ1か所以上備えること。

3.10. 後車室内の安全確認装置等

3.10.1. 運転者席付近には、運転者が後車室内の旅客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。

3.10.2. 運転者席付近には、運転者が後車室の旅客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。

3.10.3. 後車室には、旅客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベルその他の通報装置）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。

3.11. 前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認する装置

前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。

3.11.1. 直接確認方式の装置

3.11.1.1. 前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130mm以上×280mm以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法約280mmφ以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）をそれぞれ備えること。また、後写鏡に代えて後扉付近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席付近に備えることができる。

3.11.1.2. 前車室の後扉の乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.11.2. 間接確認方式の装置

3.11.2.1. 前車室の後扉の乗降口の踏段（踏段を有しない場合であって、扉がスライド式（車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。）のものにあっては、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行120mmにおける範囲の床面とし、扉が折り畳み式のものにあっては、乗降口の出入口付近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面とする。）上に旅客がいるときは、扉が開閉できない構造であること。

3.11.2.2. 前車室の後扉は、速度が5 km/hを超えた状態において開閉しないこと。

3.12. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認する装置

3.12.1. 後車室の扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。

3.12.1.1. 運転者席付近に備える、後車室の付近の旅客を確認できるモニター装置

3.12.1.2. 3.11.2.の規定に適合する間接確認方式の装置

3.12.1.3. 後車室の扉の乗降口の天井に20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.13. 車外安全確認装置

- 3.13.1. 運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300mm以上×143mm以上、曲率半径1000mm以上の凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。
- 3.13.2. 前車室の後扉及び後車室の扉の乗降口の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後4秒以上遅延して消灯する20W以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

3.14. 車外用放送装置等

- 3.14.1. 次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。
- 3.14.1.1. 運転者が危険等を感じた際に、運転者の意志を車外の旅客等に容易に伝えることができる車外用放送装置
- 3.14.1.2. 後乗りバスにあっては、乗車口付近の旅客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）
- 3.14.2. 運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニター装置により確認する場合には、旅客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。

3.15. 旅客降車合図用ブザー又は単打ベル

旅客が降車する際に容易にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。

3.16. 後輪巻込防止装置

ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、空車状態における後輪巻込防止装置の下縁の取付高さが地上300mm以下となるように取り付けられていること。

3.17. 補助方向指示器

連節バスの両側面には補助方向指示器を備えること。

3.18. 消火器

前車室及び後車室には、保安基準第47条の規定に適合する消火器をそれぞれ備えること。

3.19. 火災感知器等

後部車両に空調用エンジンを備える場合には、当該エンジン付近に火災感知器を備えるとともに、当該火災感知器が作動した際に運転者に警報する装置を運転者席付近に備えること。